宮労発基1918第1号
令和8年9月18日

各団体代表者　殿

宮城労働局長

宮城県最低賃金の周知広報について(協力依頼)

労働行政の推進については、平素より御理解と御協力を賜り御礼申し上げます。

さて、最低賃金制度は、賃金の低廉な労働者の労働条件の改善に重要な役割を果たしておりますが、本年10月1日から、宮城県最低賃金を**時間額１，０９８円**に改正することとしました。

ついては、貴職におかれましても、最低賃金制度の趣旨を御理解いただき、別添リーフレット等の内容を貴団体が発行される機関紙において掲載していただくことをはじめ、リーフレット等の窓口への備付け、ポスターの掲示などにより、最低賃金額等の周知について、格別の御協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、中小企業・小規模事業者の生産性向上等を支援するための各種助成金のリーフレット等を同封しておりますので、併せて周知いただきますようお願い申し上げます。

【担当部署】
宮城労働局 労働基準部 賃金室
住所　〒983-8585
宮城県仙台市宮城野区鉄砲町１番地
仙台第４合同庁舎８階
TEL 022-299-8841
Mail chinginshitsu-miyagikyoku@mhlw.go.jp